

産業遺産の保全と活用に関する調査

整理番号	②⑥	名称	小樽港（北防波堤） みなと資料館の所蔵物（テストピース）	分類	港関連施設	
写 真		所在地	小樽市築港2-2	建築年等	1908（明治41）年	
		構造		設計者	廣井 勇	
		見学可否	可	施工者	廣井 勇	
		文化財等の登録・指定内容	2008（平成20）年近代産業化遺産群続			
		アクセス方法	JR 小樽築港駅から徒歩10分（みなと資料館まで）			
解 説	<p>【小樽港（北防波堤）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北防波堤は、「近代土木の父」と言われる廣井勇が設計、建設した日本初の外洋防波堤。 コンクリートブロックを斜めに積み重ねていく「スローピングブロック工法」を日本で初めて採用した。 北防波堤も含め、小樽港は現在も現役で機能しており、物流、貿易の拠点となっている。 <p>【みなと資料館の所蔵物（テストピース）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北防波堤建設の際、コンクリートの強度や耐久性を試験するため、工事着工の前年1896（明治29）年から強度試験用の供試体（モルタルテストピース）の製作が開始され、1937（昭和12）年までの40年間、総数6万個が製作された。 					
施設の現存状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無（解体年）					
所 有 者	国土交通省	管 理 者	国土交通省（テストピース）／小樽市（防波堤・管理委託）			
施設の管理方法 （いずれかに○）	1 市町村自ら管理 2 市町村から民間会社に指定管理・委託により管理 <input checked="" type="checkbox"/> 3 所有者が管理 4 その他 （ ）	施設の管理状況 （複数回答可）	1 市町村職員が行う草刈り・除雪等 2 屋根の防水工事など、必要に応じて修繕 3 特に何もしていない <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 （防波堤について軽微なものは小樽市が施行）			
施設の活用方法 （複数回答可）	1 教育施設として活用 2 観光施設として活用 3 一般開放していない <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 （テストピースは資料館で公開）	自由記載：				
施設の今後の活用方法について （複数回答可）	<input checked="" type="checkbox"/> 1 文化財等へ登録・指定（国・市）※注1 2 施設のリニューアル 3 現状維持（維持補修を含む） <input checked="" type="checkbox"/> 4 日本遺産の認定 5 世界遺産登録 6 解体撤去 7 未定 8 その他（ ）	自由記載： 物件の歴史性に鑑み、文化財指定等が望ましい。				
他地域との連携した取組について 「炭・鉄・港」など （いずれかに○）	1 すでに他地域と連携している（具体的な内容： ） 2 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 3 現時点では連携実施していない 4 その他（具体的な内容： ）					
施設を活用する上での課題 （複数回答可）	1 知名度が不足している 2 魅力的な展示方法がわからない 3 施設を解説できる人材が高齢化し、不足している 4 施設を補足説明する写真や資料等がない 5 施設が老朽化しており、修繕に多額の費用がかかる <input checked="" type="checkbox"/> 6 その他（具体的な内容：防波堤は立入ができない）					
施設の画像の有無 （該当するものに○）	静止画	<input checked="" type="checkbox"/> 有：写真 ネガフィルム デジタル写真 デジタルデータ その他（ ） 無				
	動画	有：8ミリフィルム ビデオ DVD その他（ ） 無				
産業遺産の保全と活用について	現役の施設や構造物であっても、技術発展の過程を知る上で重要なものについては、積極的に文化財とすべき。					

注1 「文化財等の登録・指定等」には景観法に基づく景観重要建造物の指定や、各市独自の保存制度も含む。

産業遺産の保全と活用に関する調査

整理番号	⑦		名称	旧日本郵船株式会社小樽支店		分類	港関連施設		
写 真		所在地	小樽市色内3丁目7-8		建築年等	1906（明治39）年			
		構造	石造、二階建、亜鉛鉄板葺		設計者	佐立 七次郎			
		見学可否	可		施工者	山口 岩吉			
		文化財等の登録・指定内容	1969（昭和47）年重要文化財						
		アクセス方法	JR小樽駅から徒歩20分、中央バス錦町停留所下車徒歩3分						
解 説	<ul style="list-style-type: none"> 1906（明治39）年に竣工した石造二階建の建築で、現在は小樽市の所有になり、当時の状態を復元し、公開されている。 内部の保存もよく照明器具、暖炉など当初のものが残っている。なお、1906（明治39）年の樺太国境画定会議はこの建物で行なわれており、歴史的遺構でもある。 								
施設の現存状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無（解体年）								
所 有 者	小樽市			管 理 者	小樽市				
施設の管理方法 （いずれかに○）	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村自ら管理 <input type="checkbox"/> 市町村から民間会社に指定管理・委託により管理 <input type="checkbox"/> 所有者が管理 <input type="checkbox"/> その他 （ ）			施設の管理状況 （複数回答可）	<input type="checkbox"/> 市町村職員が行う草刈り・除雪等 <input checked="" type="checkbox"/> 屋根の防水工事など、必要に応じて修繕 <input type="checkbox"/> 特に何もしていない <input checked="" type="checkbox"/> その他 （保存修理工事を実施すべき時期に近づいている）				
施設の活用方法 （複数回答可）	<input checked="" type="checkbox"/> 教育施設として活用 <input checked="" type="checkbox"/> 観光施設として活用 <input type="checkbox"/> 一般開放していない <input type="checkbox"/> その他 （ ）			自由記載：					
施設の今後の活用方法について （複数回答可）	<input type="checkbox"/> 文化財等へ登録・指定（国・市）※注1 <input type="checkbox"/> 施設のリニューアル <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持（維持補修を含む） <input checked="" type="checkbox"/> 日本遺産の認定 <input type="checkbox"/> 世界遺産登録 <input type="checkbox"/> 解体撤去 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他（ ）			自由記載：					
他地域との連携した取組について 「炭・鉄・港」など （いずれかに○）	<input type="checkbox"/> すでに他地域と連携している（具体的な内容： ） <input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 現時点では連携実施していない <input type="checkbox"/> その他（具体的な内容： ）								
施設を活用する上での課題 （複数回答可）	<input type="checkbox"/> 知名度が不足している <input type="checkbox"/> 魅力的な展示方法がわからない <input checked="" type="checkbox"/> 施設を解説できる人材が高齢化し、不足している <input type="checkbox"/> 施設を補足説明する写真や資料等がない <input type="checkbox"/> 施設が老朽化しており、修繕に多額の費用がかかる <input type="checkbox"/> その他（具体的な内容： ）								
施設の画像の有無 （該当するものに○）	静止画	<input checked="" type="checkbox"/> 有：写真		<input type="checkbox"/> ネガフィルム	<input type="checkbox"/> デジタル写真	デジタルデータ		その他（ ） 無	
	動 画	有：8ミリフィルム ビデオ DVD その他（ ） 無							
産業遺産の保全と活用について	物件の保存に関して、維持保全マニュアル等の作成を行い、定期的な保存修理工事の時期を明らかにする必要がある。								

注1 「文化財等の登録・指定等」には景観法に基づく景観重要建造物の指定や、各市独自の保存制度も含む。

b 先進地事例調査の結果

- i 鹿児島等九州地域
- ii ドイツ・IBAエムシャーパーク

プロポーザル型政策形成事業 先進地調査報告書

【記入者：錦野】

1.調査概要

訪問先	北九州市（総務企画局政策部世界遺産登録推進室）
相手	向井世界遺産担当係長
日時	平成27年10月5日（月）9:00～11:00
場所	世界遺産登録推進室会議室
調査者	東課長 / 錦野主査
調査趣旨	世界遺産登録の経緯、他の自治体との調整、産業遺産の保全と活用について

2.調査結果

調査結果	<p>■世界遺産の登録に至る経緯</p> <ul style="list-style-type: none">・登録までの経緯については別紙のとおり・きっかけは、九州知事会で鹿児島県知事が提唱したのが始まりで、今回の登録は、産業遺産国民会議の加藤康子さんや海外の専門家の影響が大きい。・産業遺産に関しては文化庁のやり方では限界があった。内閣官房の部局は「産業遺産の世界遺産登録推進室」が所管している。景観法、道路法、港湾法を所管する国交省からの担当の影響も大きかった。・東田第一高炉跡は、保全措置を施した当時の業者への聞き取り調査の結果、世界遺産登録リストから外れた。元々、昭和47年に高炉廃止の際、市民から保存運動が起きて北九州市が引き取り、現在は公園として管理している。基礎部分など当時のままの施設が残っていれば可能性があった。・登録された施設は、八幡製鐵所構内にあり、製鐵所も当然公開を嫌がったが、調整の結果、市で眺望スペースを造成することについては了解を得ている。旧本部事務所、旧鍛冶工場は使用しておらず、旧鍛冶工場については資料室になっている。ポンプ室は中間市内にあり現在も稼働中。 <p>■個々の具体的な保全対策</p> <ul style="list-style-type: none">・国の担当者に保全事業の財源について相談したところ、景観法を適用する「街並み環境整備事業」を推奨された。ただ、街並み事業なので地区住民向けの整備もするというのがネック。 ※別紙参照・当市の施設は全て民間施設なので、通常稼働における修繕は民間の負担で実施するが、遺産として保全する措置については色々対応が出てくる。 <p>■市民の気運醸成を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none">・出前講座やPRサイン等の設置、パネル展示なども行っている。※資料参照
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ■世界遺産登録後の影響・観光・イベント関連 <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせが多いほか、訪問客は、世界遺産登録後バスツアーが停車するなどの影響で大幅に増えたが対応できず、シルバーセンターから追加で派遣を依頼している。 ■その他
<p style="text-align: center;">備 考</p>	<p>(調査で入手した参考とすべき資料や聴き取り先など、今後の調査に役立つ情報があれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「官営八幡製鐵所旧本事務所眺望スペース」は、市が周辺整備を行っている。スペースの敷地は八幡製鐵所が所有権を持っている。 ・北九州イノベーションギャラリーは、産業技術保存継承センターが元々管理しているスペースで、世界遺産登録を受け、特別展示を実施しており、来場者も増えたと聞いている。

**「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
世界文化遺産登録までのスケジュールについて**

年度	取組の内容
20年度 ～	<ul style="list-style-type: none"> ○「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会発足（H20年10月） ○ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載（H21年1月）
22年度 ～ 23年度	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会 専門家委員会による推薦書原案のとりまとめ作業・調整 ○稼働中の産業遺産の保全方策等のとりまとめ作業・調整
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「稼働中の産業遺産の保全方策等の閣議決定」（H24年5月） ○保存管理方策などの調整
25年度	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">4月23日 国に推薦書案を提出</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">9月17日 「明治日本の産業革命遺産」が国内推薦候補に選定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">9月27日 ユネスコに暫定版推薦書を提出</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">1月29日 ユネスコに推薦書（正式版）提出</div> <div style="text-align: center;">↓</div>
26年度	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ユネスコ諮問機関・イコモスによる審査開始</div> <p align="center">○審査への対応、現地調査への準備等</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">イコモスの現地調査実施（9月26日～10月5日：全10日間）</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <p align="center">（八幡は9月30日調査）</p>
27年度	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">5月4日 イコモスが「記載」勧告</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">6月28日～7月8日 ユネスコ世界遺産委員会開催（ドイツ・ボン）</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">＜7月5日登録決定＞</div>

官営八幡製鐵所関連資産 登録後の保全にかかる補助制度の検討

◆補助制度活用対象

①世界遺産候補資産の保全に活用 ②情報発信拠点（ビクターセンター等）の整備に活用

修理等に 対する 補助制度	街なみ環境整備事業	文化財保存事業 (うち重要文化財修理、防災事業費国庫補助費項)	「都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)」	集客促進景観・歴史風致形成推進事業	地域再生戦略交付金	(自由度の高い 方早世のための 交付金)
適用法	景観法(景観重要建造物)	文化財保護法(有用文化財)	都市再生特別措置法	都市再生特別措置法	地域再生法	-
補助事業の 目的	住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと暮らしのある住宅街地の形成を図る	文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資する	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効果的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る	集約型都市構造への転換を図る上で人口密度を維持しようとするエリアにおいて、景観・歴史風致形成に資する取組に対する総合的な支援を行い、当該エリアを求心力のある魅力的な環境とすることで居住等機能の立地を誘導し、もって都市の再生を図る	-	-
事業主体	市町村又は法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会	重要文化財の所有者又は重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	市町村	地方公共団体、民間事業者	-	-
補助対象 (関係部分 抜粋)	①街なみ整備事業【日本事務所整備】 (事業主体が行う整備等) ・景観重要建造物整備費→景観重要建造物の修理等、修理には耐震改修を含む。また、一般公開を行うものについては、内装も含む。 ②街なみ整備補助事業【修繕・補修】 (地区住民の行う整備等に対する助成) ・景観重要建造物整備費→景観重要建造物の修理等に要する工事費。修理には耐震改修を含む。また、一般公開を行うものについては、内装も含む。	①修理事業 ・解体修理、屋根葺き、塗装修理等 ②管理事業 ・警備設備、避難設備等の設置工事 ・耐震診断及び耐震対策工事等 ※工事経費のほか、設計料も補助対象となる	◎基幹事業：道路、公園、下水道、河川、駐車場、地域生活基盤施設(緑地等)、高層空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地球交流センター等)等 ◎提案事業：市町村の提案に基づき事業従来、補助メニューがなかったような事業にも活用可能(イベントや社会実験等のソフト事業、図書館・研究施設整備等のハード事業)	景観・歴史資源となる建造物の修理・改修、施設構築等を含め、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて景観・歴史風致形成に資する取組に対して総合的に支援 ・既存制度・予算で対応できないもの、既存補助金があっても条件に合致しないものなど。	-	-
補助割合	①街なみ整備事業 ・景観重要建造物整備費→取用の1/3 ②街なみ整備補助事業 ・景観重要建造物整備費→事業主体の補助に要する費用の1/2、又は当該補助事業費の1/3のいずれか低い額 【世界遺産の場合(予定)】 負担割合：国1/3、市1/3、所有者1/3 (木枠に取り替えた1,500円に対し、それぞれが500円負担)	補助事業者が営利法人である場合、補助対象経費の50% 【門司港駅の場合】 負担割合：国50%、市21.25%、所有者21.25%、県7.5%	概ね40% (提案事業の割合が、地区における全体事業費の28%以下の場合) ※提案事業の割合が全体の28%を越え、漸次、国費率が4割より下がる。	【地方公共団体】 歴史風致形成建造物の修理・買収・移設又は復元事業1/2以内、その他事業1/3以内 【民間事業者】 当該事業の1/3以内かつ地方公共団体が補助する額の1/2以内	補助率1/2	-
活用の可能性	①=○ ②=○	①=x ②=x	①=x ②=○	①=x ②=△	①②=?	①②=?

○街なみ整備補助事業の適用について(内閣官房)の見解

- ・工場のみで構成される地区への適用は可能。
- ・内閣官房から新日鐵に提示された財政支援策
→別紙のとおり

世界遺産登録室による主なイベント・PR事業（平成24年度～）

平成24年度

- ◇ 出前講演によるPR 2件 （参加者合計 約60名）
- ◇ 「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産シンポジウムの開催
実施日:平成24年1月27日(日)
場所:北九州国際会議場
主催:「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会
内容:基調講演、NPO等事例発表、パネルディスカッション 来場者数:約350名

平成25年度

- ◇ 出前講演によるPR 11件 （参加者合計 約350名）
- ◇ 世界遺産市民講座「八幡製鐵所関連施設を世界遺産に！」の開催
実施日:平成25年7月28日(日)
場所:八幡西生涯学習総合センター 大会議室
主催:福岡県及び県内構成自治体と連携で開催。 来場者数:約90名
- ◇ 市政だより、市政テレビ、市政ラジオでのPR
- ◇ 本庁舎1階へのPRブース設置
- ◇ 「北九州市応援団の集い」世界遺産PRブース出展
- ◇ チラシ・ポスターの作成

平成26年度

- ◇ 出前講演等 16件 （参加者合計 約800名）
- ◇ 市内施設へのPRサイン等設置
 - * 本城陸上競技場ADボード設置
期間:平成26年4月～11月
 - * 北九州空港広告カウンター上部バナー設置
期間:平成26年4月～
 - * 八幡駅・黒崎駅横断幕の設置
期間:平成26年4月～平成27年7月(黒崎駅は平成26年11月まで)
* 八幡夢みらい協議会、八幡西・中央・南ロータリークラブとの協働事業
 - * 区役所への世界遺産カタログスタンド設置
期間:平成26年5月～(各区役所ロビー付近 計7箇所)

◇「明治日本の産業革命遺産」世界遺産セミナー開催

実施日:平成26年6月28日(土)

場所:北九州イノベーションギャラリー プレゼンテーションスタジオ

主催:福岡県及び県内構成自治体と連携で開催。 来場者数:112名

◇市役所職員名刺作成

「2015年 北九州市から世界遺産を！」をプリントした名刺を作成

◇集客イベントへのPRブース出展

*財界九州主催「2014夏のタベ」北九州市PRブースへの出展

実施日:平成26年7月25日(金)

場所:ホテルニューオータニ博多 来場者 約150名。

*「わっしょい百万夏祭り」世界遺産PRブース出展

期間:平成26年8月2日(土)・3日(日)

場所:勝山公園芝生広場内、来場者 約150名

*「全国餃子祭りin北九州」世界遺産PRブース出展

期間:平成26年10月4日(土)・5日(日)

場所:北九州イノベーションギャラリー横芝生広場 来場者 約500名

*「まつり起業祭八幡」世界遺産PRブース出展

期間:平成26年11月1日(土)・2日(日)・3日(月)

場所:大谷体育館駐車場 来場者 約1,500名

*「北九州市応援団の集い」世界遺産PRブース出展

実施日:平成27年2月18日(水)

場所:ホテル椿山荘東京 来場者82名

*第6回中央区はしご酒大会

実施日:平成27年3月18日(水)

場所:中央町周辺 参加人員 約500名。

◇チラシ・ポスター・ステッカー・クリアファイルバッグの作成

平成27年度

◇ 出前講演等 16件 (参加者合計 約730名) *現時点まで

◇ 旧本事務所眺望スペース開設

開設日:平成27年4月17日～

*眺望スペース誘導仮設看板の設置(東田エリア周辺の18箇所)

*スペースワールド駅からの暫定案内看板設置

◇北九州イノベーションギャラリー世界遺産解説パネル等展示

於:多目的スペースに世界遺産関連の解説パネル等を展示

◇市内各施設への祝世界遺産登録懸垂幕掲載

設置日:平成 27 年 7 月 6 日～

* 7 区役所 * JR 小倉駅

* 民間施設 * 井筒屋 (小倉、黒崎、コレット)、福岡ひびき信用金庫

* イオンモール八幡東

◇本庁舎玄関横祝世界遺産登録パネル設置

設置日:平成 27 年 7 月 6 日～

* 本庁舎南側敷地

◇北九州市世界遺産登録記念式典の開催

実施日:平成 27 年 8 月 4 日 (火)

場所:北九州八幡ロイヤルホテル

内容:記念講演、「世界遺産のある街・北九州市」発進セレモニー等

来場者数:約 300 名

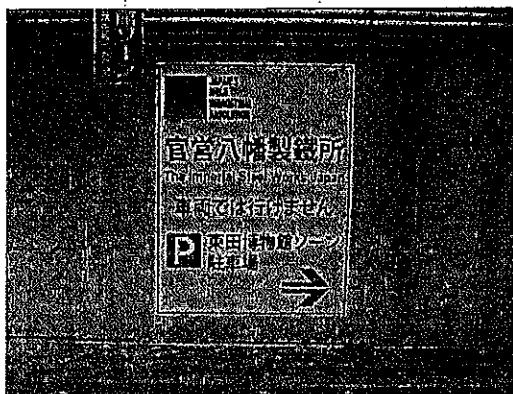
※その他、北九州空港、JR 小倉駅などの交通拠点での懸垂幕、横断幕やメディアPR、市政だよりなど

* 八幡東区役所や夢みらい協議会等による『祝 世界遺産登録』短冊ポスター制作 (八幡東区などの公共施設や商店街、商業施設などに掲示)

* その他

◇都市高速出口の暫定的な駐車場案内看板

東田出口、枝光出口をはじめ、東田エリアに 17 箇所



プロポーザル型政策形成事業 先進地調査報告書

【記入者：早坂】

1.調査概要

訪問先	長崎市総務局世界遺産推進室
相手	室長 田中 洋一
日時	平成 27 年 10 月 5 日（月） 14:40 ～ 17:15
場所	総務局長室内打合せスペース
調査者	東課長 / 錦野主査 / 早坂係長
調査趣旨	世界遺産登録の経緯、他の自治体との調整、産業遺産の保全と活用について

2.調査結果

調査結果	<ul style="list-style-type: none">■ 世界遺産登録<ul style="list-style-type: none">・ 従来、世界遺産の推薦は外務省（行政）が行っていたが、現在は閣議了解（政治）が必要となった。・ 世界遺産となったとき、何を特徴としてアピールするかが問題。幕末から明治にかけての産業革命をどう語るができるかと考え、石炭・鉄・港湾という分野で語ることとした。・ 世界遺産の登録に必要な「顕著で普遍的な価値（ouV）」が、何があれば語れるのか。世界と比較したときに、同じものが二つあったり、不足するものがあってはいけない。・ 明治日本の産業革命遺産の場合は、そういった観点から、8 県の協議会の下に委員会を設置し、調査を行った。・ 証拠のない話はいくらでもできる。例えば、高島炭鉱の地下遺構は、写真は明治期のもの 1 枚しかなかった。そのため、その他にも古地図、旧帝大の明治時代のレポートなど、様々な証拠を探して揃え、説得力を積み上げていった。・ 明治日本の産業革命遺産はシリアルノミネーションという手法で登録。一つ一つには世界遺産としての価値はないが、束ねることで、物語をつくり、価値を生み出した。例えば、グラバー住宅は、文化財としては「現存する最古の木造洋風住宅」という価値があるが、世界遺産としては、「（産業革命に貢献した）グラバーが住んでいた住宅」という価値となる。・ 世界遺産登録には 10 の基準があるが、その内一つでも満たせばいい。明治日本の産業革命遺産では、3 つの項目に該当と申請したが、そのうち一つの項目（文化的交流）については、認められなかった。・ 暫定遺産リストに載っているものは、日本政府としては世界遺産に、という意向はあるのでは。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ なお、事務方の案で消えてしまったが、「海底炭鉱を巡る」という組み立てで、日本遺産を、という話もあった。日本遺産に重要なのは、価値ではなくストーリー。

■ 端島炭鉱（軍艦島）

- ・ 軍艦島は、国指定はもちろん、市の文化財でも何でもなかった。平成 21 年にユネスコの世界遺産暫定リストに登録されたことを受け、高島炭鉱も含め、文化財指定を見据え、3 年間有識者会議を開催。
- ・ 有識者会議は市が主催し、文化庁にはオブザーバーとして入ってもらった。
- ・ 当初文化庁からは、軍艦島は、廃坑後 40 年間放置していたこともあり、保存状態が非常に悪かったこともあり、文化財指定は困難との見解も示されていた。
- ・ 調査や会議は、必要な作業や行程を積み上げていったというよりは、登録の目標年次（平成 26 年 1 月に意見具申）ありきで進められていった。

■ 長崎港

- ・ 長崎港は稼働資産であり、文化財保護法の対象とはならない施設。重要文化財とすることはできないため、景観重要建造物とすることで、世界遺産のエリアを広げた。
- ・ 長崎港は、港湾法（産業遺産を保全、との記載有）が関係しており、国土交通省が主な関係省庁。
- ・ 稼働資産は、企業の経済活動に支障を来さないのが前提。
- ・ 港は、施設としてではなく、石炭を運ぶシステムとして世界遺産に組み込んでいる。

■ 市民との関係

- ・ 軍艦島に関して言えば、市民の盛り上がりは今ひとつだった（何も残っていない、中を見ることもできない）。
- ・ 元島民には、生まれ故郷が廃墟になっていることから、触れて欲しくない、という意見も多い。
- ・ NPO 法人軍艦島を世界遺産にする会は、特異な生活様式を残したい、という意向。市と NPO とは方向性が異なるところもあり、密接な連携ではなく、できるところは一緒にやっていく、というスタンス。
- ・ 市民向けに講演会を実施。かみ砕いた易しい内容にするのではなく、あえて難しいテーマで行ったが、「こんな価値があったのか」といった市民の気づきにも繋がった。
- ・ 将来の人材育成として子供用の DVD 作成や、小中学生の副読本に世界遺産の話を入れてもらった。
- ・ 大牟田市と小学生同士の交流事業を行っている。それぞれ自分たちの市のことを教え合う、と言う内容。小学校 4、5 年の間に準備して、6 年のときに交流を実施。子供たちのモチベーションにもなっている。

■ 負の歴史

- ・ 戦時徴用は、7ヶ月程度行われ、韓国からも徴用された者はいたが、韓国は当時日本領だったため、日本人を徴用したに過ぎない。現在の日本人も同様に徴用されていた。